令和6年度白井市地域包括支援センター運営方針 (案)

# I 方針策定の趣旨

この「白井市地域包括支援センター運営方針」は、市内3か所の地域包括支援 センターの運営上の基本的考え方や理念、業務推進の指針等を明確にするととも に、地域包括支援センター業務の円滑な実施に資することを目的に策定します。

# Ⅱ 地域包括支援センターの設置の目的

### 1 設置の目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置します。(介護保険法第115条の46第1項)

### 2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 市では、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるよう地域包括ケアシステムの推進を図ります。地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターを住民の生活区域に合わせて、適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人へ3カ所委託し、機能強化を図っていきます。
- (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う高齢者福祉課と密接に連携し事業を実施します。

# Ⅲ 運営における基本的視点

#### 1 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」 として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分認識し、適切な事業運営を行います。

### 2 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域のサービス提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の特性や実情を踏まえた柔軟な事業運営を行います。

#### 3 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種がそれぞれの専門性を発揮しながら、相互に情報を共有し、業務の理念・基本

的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、業務全体に「チーム」として取り組みます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携 を図りながら活動します。

# Ⅳ 業務推進の指針

### 1 事業運営体制の充実

- (1) この運営方針に基づき、地域包括支援センターの事業計画策定に際しては市から支援・助言等を通じて、運営方針の共有及び連携の強化を図ります。
- (2) 地域包括支援センターの自己評価結果に基づき、地域包括支援センター事業 の点検・評価を行うとともに、白井市地域包括支援センター運営協議会(以 下「運営協議会」という。) を通じて、市が定める運営方針を踏まえた効果 的、効率的な運営がなされているか、適切な人員体制が確保されているか等 について報告します。
- (3) 地域で生活する高齢者やその家族等の身近な相談機関としての地域包括支援センターについて、市広報紙やホームページ等を活用して幅広く周知に取り組むほか、厚生労働省が設置する「介護サービス情報公表システム」を活用して地域包括支援センターの情報を掲載・更新します。
- (4) 開設日以外、夜間・早朝における緊急連絡体制を整えます。

## 2 事業計画の策定と評価・改善

- (1) 地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点的取り組みを設定した事業計画を策定し、地域住民へ分かりやすく周知します。
- (2) 地域包括支援センターは、事業計画に基づいた事業を実施しているか市が定める方法により評価を行うとともに、運営協議会における事業についての評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行います。

## 3 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

地域包括支援センターは、日常的な地域活動や地域ケア会議等を通じて、担当 圏域における高齢者の実情やニーズを把握し、重点的に行うべき業務を定めて業 務を実施します。

### 4 職員の確保・育成と職員の姿勢

- (1) 地域包括支援センターは、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保及び育成を行います。
- (2) 地域包括支援センター職員は、地域に暮らす高齢者の支援にあたり、常に当事者の最善の利益を図るために自己研鑽に努めます。

(3) 地域包括支援センター職員は、3職種のチームアプローチや、地域の保健・ 医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を通じて、効 果的な高齢者支援を行います。

## 5 個人情報の保護

地域包括支援センターは、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、個人情報管理の徹底を図ります。

### 6 利用者満足度の向上

- (1) 地域包括支援センターは、利用者が利用しやすい相談体制を組むとともに、 利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備します。
- (2) 地域包括支援センターは、相談者のプライバシーが確保される環境を整備します。

### 7 市との緊密な連携

地域包括支援センターは、市が開催する地域包括支援センター連絡調整会議(原 則毎月開催)等に出席し、各地域包括支援センターと情報交換しながら、市と緊 密な連携を図ります。

#### 8 公正・中立性の確保

- (1) 市の高齢者福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所等の紹介を公正・中立に行います。
- (2) 運営協議会において地域包括支援センター業務の報告、説明等への協力をします。

# Ⅴ 個別業務の実施方針

#### 1 総合相談支援業務

- (1) 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な保健・医療・ 福祉・介護等のサービスや制度の利用につなげる等、専門的・継続的な視点 で相談業務を行います。
- (2) 相談事例の課題解決等のために、関係機関・関係者(介護サービス事業者・ 医療機関・民生委員・ボランティア等)の情報を把握・整理し、関係機関の 会議への参加を通じて、ネットワークの構築を図ります。
- (3) 地域共生社会の実現に向けて、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯について障害分野・児童分野など他分野の相談支援機関との連携を図るほ

- か、住民同士の見守りや支え合いのある地域づくりを進めます。
- (4) 相談内容の把握・分析を行うとともに、緊急性に応じた適切な進捗管理を行います。
- (5) 緊急に安否確認の必要な高齢者が発生した場合には、速やかに訪問等により、当該高齢者の状況を確認し、情報収集を行います。また、必要に応じて 適切な対応を行います。
- (6) 地域の高齢者の状況の実態把握を行い、適切な情報提供とフレイル予防の 取組につながるよう支援を行います。

## 2 権利擁護業務

- (1) 地域の住民、民生委員・児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分 に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない 等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活が できるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。
- (2) 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を図り、高齢者の権利擁護を図ります。
- (3) 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例については、市が示したフローチャートに沿って、市との協議や関係機関との連携を行い、適切かつ迅速な対応を行います。
- (4) 親族に頼れない人の終末期・死後への備えの取組みを充実させます。
- (5) 消費者被害に関し、相談内容について消費生活に関する相談窓口や警察等と連携して対応を行います。
- (6) 消費者被害防止のため民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等の関係者と連携し、権利擁護に関する啓発に取り組みます。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (1) 地域の介護支援専門員に対する相談窓口を設置し、3職種の専門性を活か し個別指導・助言を行います。また、必要に応じて同行訪問やサービス担当 者会議等への出席を通じて、支援困難事例への支援を行います。
- (2) 高齢者の自立支援・介護予防を推進するために、介護支援専門員への直接的な支援のみならず、住民や介護サービス事業者等を対象とした適切なケアマネジメントのための啓発等の働きかけを行います。
- (3) 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者の求めに応じ、適切・有効な実施のための助言を行います。

#### 4 地域ケア会議関係業務

(1) 地域包括支援センターは、個別事例に関する関係者を集めた「ご近所支え

合い会議(地域ケア個別会議)」を開催し、個別課題の解決と地域包括支援 ネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握を行います。地域ケ ア個別会議での検討事項や把握された地域課題は、市へ報告します。

- (2) 地域包括支援センターは「地域ケア推進会議(担当圏域会議)」を開催し、 地域包括支援ネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握を行い ます。把握した地域課題は、市へ報告します。
- (3) 市は、介護支援専門員への高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの 支援を目的とした「自立支援型地域ケア会議」を開催します。会議の実施に あたっては、地域のリハビリ職等多職種との連携を図り、地域包括支援セ ンターは、会議への事例提出及び助言者として出席します。

# 5 介護予防ケアマネジメント業務 (第1号介護予防支援事業)・指定介護予防支援 業務

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業対象者及び要支援者に対して、保険給付や 介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源をケアプラ ンに位置づけ、自立支援に向けた包括的かつ効果的なサービスが提供され るよう支援を行います。
- (2) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、公正・中立性を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会の議を経ることとし、委託先の指定居宅介護支援事業者が作成した介護予防サービス計画書や評価の内容について確認を行う等、ケアマネジメントが適切に実施されているか責任をもって対応します。

#### 6 市事業との連携

- (1) 在宅医療·介護連携推進事業
  - ・市が開催する在宅医療・介護連携、認知症対策推進協議会や課題別ワーキングに出席し、医療介護連携推進に向けた取組みに協力します。
  - ・市と連携しながら市民や医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談に対応 します。
  - ・多職種連携研修会等への参加を通じて、医療・介護関係者とのネットワーク構築を図ります。
  - ・救急時の情報連携を円滑に行うための「救急医療情報キット」の普及に向けて、 消防署と協力しながら対象者への配布に取り組みます。
  - ・医療・介護関係機関と効率的に情報共有を図ることを目的に、多職種連携情報 共有システムを導入し、適切な使用を行います。

## (2) 認知症総合支援事業

- •「白井市認知症ガイドブック」の配布を通して、元気なうちから認知症に関する情報が得られるよう普及啓発を行います。
- ・認知症初期集中支援チーム活動への協力を通して、医療・介護間の連携を深め個別支援の充実を図ります。
- ・認知症パートナー等の地域住民と連携を図り、認知症カフェや訪問みまもり 活動等、地域の認知症の人や家族を見守る取り組みを進めていきます。

## (3) 生活支援体制整備事業

・生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域共生の視点を踏まえ、 不足する生活支援・介護予防サービスの開発など生活支援体制の整備を推進し ます。

#### (4) 一般介護予防事業

・地域の集いの場に出向く等により介護予防の必要性の普及啓発を図りながら、 運営の充実、地域の支え合い活動の拠点に向けた働きかけを行います。

### 7 その他

- (1) 手すりの取り付け等の住宅改修を希望する者や福祉用具の購入を検討する者からの相談に応じ、介護保険制度を利用した住宅改修・福祉用具購入に関する助言・対応を行います。
- (2) 災害時における対応について市と連絡体制を整備し、情報共有を図ります。また、平時より支援が必要な高齢者の把握を行い、災害時には市及び関係機関と連携を図り支援します。